

2023年3月31日

地域の危険箇所を表示する「交通安全マップ」を導入し、  
**お子様の安全を守る「保育安全計画」を策定**

株式会社グローバルキッズ（本社:東京都千代田区、代表取締役社長:中正雄一（なかしょうゆういち）、以下「当社」）は、当社保育施設ご利用のお子様の安全、保護者様の安心のための取り組みとして「保育安全計画」を各施設において策定いたしました。また、その運用にあたり、「保育安全計画」の更なる向上を目指すため、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が民間事業者向けに提供を開始する「交通安全マップ」を一部の施設から導入を開始したことをお知らせいたします。



#### ■保育安全計画とは

保育施設における安全確保に関する取り組みを計画的に実施するため、年度ごとにその年度が始まる前までに、安全点検（施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等））、マニュアルの策定と共有、児童や保護者に対する安全指導、訓練や研修、職員への訓練や研修等について計画的に実施するため、各施設において策定するものです。

#### ■背景ほか

当社は「子ども達の未来のために」を企業理念として、保育施設を171施設（学童・児童館含む）運営しております。これまで、お子様の安全と保護者様の安心のため、ヒヤリ・ハット、防災訓練、不審者訓練、GK防災ナビ等の対策や取り組みを積極的に講じております。

先般、保育所等における重大事故をうけ、2022年12月、保育所等における子どもの安全の確保について、第208回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正がありました。

上記改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」において、保育所等については、2023年4月1日より安全に関する事項についての計画を各施設において策定することを義務付けることとしています。

当社では既にBCP（事業継続計画）を施設ごとに作成しておりましたが、上記法改正をうけ、「保育安全計画」を各施設において策定、また、その向上を目的に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が提供する事故防止専門プログラム

「こどもあんぜんマイスター制度」の認定を受けた施設にて「交通安全マップ」を先行導入いたしました。

※詳しくは、以下あいおいニッセイ同和損害保険株式会社のニュースリリースをご覧ください。

[https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2021/news\\_2021082400894.pdf](https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2021/news_2021082400894.pdf)

## ■安全計画の概要 ※[保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について](#)（厚生労働省子ども家庭局保育課等事務連絡より引用）

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）の規定による改正後の設備運営基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（以下「新省令」という。）に基づき全ての保育所等は、令和5年4月より当該保育所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定しなければならない。（新省令第6条の3第1項）
- 安全計画では、保育所等の設備の安全点検の実施に関する事、保育士等の職員や児童に対し、保育施設内での保育時はもちろん、散歩等の園外活動時や、保育所等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など施設外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関する事、安全確保に係る取組等を確実に実施するための職員への研修や訓練に関する事などを計画的に行うためのものであることが求められる。（新省令第6条の3第1項）
- 策定した安全計画について、施設長など保育所等の運営を管理すべき立場にある者（以下「施設長等」という。）は、実際に児童に保育を提供する保育士等の職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的に行う必要がある。（新省令第6条の3第2項）
- 施設長等は、利用する児童の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取組の内容等を入園時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。（新省令第6条の3第3項）
- 施設長等は、PDCAサイクルの観点から、定期的な安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。（新省令第6条の3第4項）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001024897.pdf>

## ■今後について

4月以降、「保育安全計画」で策定された年間計画に沿って実施してまいります。

当社が運営する全ての保育施設に「交通安全マップ」を随時導入し、園外活動における散歩ルート作成に活用してまいります。

<あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が提供する各サービスの概要>

### ■こどもあんぜんマイスター制度

“知る”“実行する”“高める”といった3つの側面から安全・安心に関する質の向上を目指す事故防止専門のプログラムです。継続的な情報収集や各園での研修実施、セミナー受講を認定の要件としています。一定の要件を満たした保育者には専門的な事故防止ノウハウを習得した証として「こどもあんぜんマイスター」の認定証を付与し個人のスキルを可視化、さらに「こどもあんぜんマイスター」が在籍する園には“安全に関する取組みに注力している園である”ことを示すプレートを発行しています。

### ■交通安全マップ

保育施設から半径約700mの範囲における「交通量」と、自動車の急ブレーキ・急アクセルといった危険挙動発生件数を各地点の交通量で除した「危険挙動発生数率」を、約120mメッシュで可視化しているあいおいニッセイ同和損害保険株式会社が開発した地図です。

以上

## [グローバルキッズ会社概要（2023年3月現在）]

会社名	: 株式会社グローバルキッズ
設立	: 2006年5月（創業：2006年1月）
代表者	: 代表取締役社長 中正雄一（なかしょうゆういち）
資本金	: 3,000万円
本社所在地	: 東京都千代田区富士見二丁目14番36号
電話	: 03-3239-7088 FAX : 03-3239-8088
運営施設数	: 171施設（グループ全体／東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪）
従業員数	: 3,868人（グループ全体）※2022年12月時点
主な事業内容	: 保育施設の運営、経営に関する企画・支援、コンサルティング給食請負事業、他
URL	: <a href="https://www.gkids.co.jp/">https://www.gkids.co.jp/</a>

「子ども達の未来のために」を企業理念に、子どもたちが輝く社会の実現を目指して『2030トリプルトラスト』（2030年職員と親子と地域に最も信頼される存在になり、子どもたちの育ちと学びの社会インフラになること）を長期の目標に掲げております。また、保育園の安定開園と保育の質を高めるとともに、業界全体ですべての子どもたちが輝く社会のしくみづくり『子育てプラットフォーム』構想にも取り組んでいます。

[本リリースに関するお問い合わせ] 株式会社グローバルキッズ社長室広報・秘書グループ E-mail[press@gkids.co.jp](mailto:press@gkids.co.jp)